

## 議第104号

## 京都市学校給食センター（仮称）整備運営事業実施契約の締結について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、京都市学校給食センター（仮称）整備運営事業について、次のように契約を締結する。

令和7年9月19日提出

京都市長 松井孝治

事業名	京都市学校給食センター（仮称）整備運営事業
事業の方式	京都市学校給食センター（仮称）の設計・建設業務、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務並びに配膳室の新設・改修業務
事業の場所	京都市南区吉祥院観音堂町ほか
契約金額	43,689,933,969円
契約の相手方	京都市南区東九条南河原町3番地の8 株式会社みやこの学校給食サービス
契約期間	市会の議決があった日から令和25年7月31日まで

## 提案理由

京都市学校給食センター（仮称）整備運営事業を実施するため、契約を締結する必要があるので提案する。